

遍路サイクリング実証ツアー実施業務仕様書

1 委託業務の名称

遍路サイクリング実証ツアー実施業務

2 委託業務の目的

国内外からの根強い人気がある四国遍路について、徳島県内の全ての札所を自転車で巡る推奨ルートを提案するため、コースの検証を行うとともに体験ツアーを実施し、参加者の意見を求めるとともに、ツアーの状況を情報発信することで、自転車で楽しむ遍路を国内外にPRすることを目的とする。

3 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

- (1) 徳島県内の札所（1番霊山寺から23番薬王寺まで）を自転車で巡る複数日のツアーを企画・募集し、催行すること。
- (2) ツアーの実施に先立ち、徳島県として推奨できる安全で魅力的なコースを検討し、事前に検証を行うこと。
- (3) ツアー実施中は、サイクリングガイド及びサポートカーによる伴走など、安全対策を実施するとともに、事故や故障が発生した際の治療・救援・対応、第三者の損害が発生した場合に備えた対策を講じること。
- (4) ツアー業務の内容は以下のとおりとする。
 - ア 参加者8名以上での催行とし、内1名以上をインフルエンサーやメディア等の情報発信に関わる者とする。
 - イ 開催の時期は委託契約締結後、2月末までの間で効果的な日に実施すること。
 - ウ ツアー実施に係る事前調整、予約の準備等の企画、運営の全てを行うこと。また、関係自治体や施設等との連携を図ること。
 - エ ツアー中のルートや走行手段については、想定される参加者のレベルや全体の行程に合わせて柔軟に対応し、検討すること。
 - オ ツアーに伴う参加者の謝金、交通費（一般参加者の集合場所まで及び解散場所からの費用を除く。）、宿泊費、飲食費、保険料、施設・物品使用料等の一切の費用は受託者が負担すること。ただし、一般参加者から実費相当額の全部または一部を受託者が収入し、ツアーの経費に充当することは妨げない。
 - カ ツアーにおいては、遍路に精通した案内者を配置すること（サイクリングガイドと同一の者としてもよい）。

キ 公共交通機関を利用する参加者のスタート地点（1番霊山寺）までの移動や、ゴール地点（23番薬王寺）からの移動が円滑となるよう対策を検討し、実施すること。

ク ツアー中や実施後に、インフルエンサーやメディア等と連携した情報発信を実施すること。

ケ インフルエンサーを選定する場合には、以下の条件を満たす方を選定すること。

（ア）主に観光や自転車の分野で一定の支持を得ていること。

（イ）SNS総フォロワー数を概ね1万人以上有すること。

（ウ）本ツアーの目的を理解し、積極的にSNS等で情報発信を行うこと。

コ 一般参加者においては、以下の条件を満たす方を募集すること。

（ア）ツアー実施後にアンケートにお答えいただける方。

（イ）ツアー中に県、受託者、メディア及びインフルエンサーにより取材・撮影された動画、写真、記事等を、プロモーション、SNS等の情報発信及び県の事業実績や広報媒体等で使用することを了承いただける方。

（5）ツアー実施後において、アンケートや聞き取りなどを通じた参加者からの意見を収集し、コースの再検証を行い、推奨コースマップの作成を行うこと。

5 成果品

（1）事業実施報告書 1部

（2）推奨コース、ツアー記録に係る電子データ 一式

6 留意事項

（1）本業務の遂行にあたっては、旅行業法や道路運送法、道路交通法等の関係する諸法令を遵守すること。

（2）適正かつ円滑に本業務を実施するため、受託者は県と密接な連絡をとり、本業務の実施にあたり不明な点、または疑義が生じた場合は、速やかに双方で協議を行うものとする。

（3）本業務の遂行にあたり、ツアー開催中の緊急時（事故、病気、災害等）に備え、受託者は緊急連絡体制及び対応フローを事前に構築し、県の確認を得ること。

（4）成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続により使用又は借用した第三者のものを除き、県に帰属するものとする。

（5）委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。